

令和8年度における高松高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

令和7年12月15日（令和 8年 1月 1日施行）

令和8年 3月10日（令和 8年 3月18日施行）

令和8年 3月10日（令和 8年 3月27日施行）

令和8年 3月10日（令和 8年 4月 1日施行）

高松高等裁判所

第1 裁判官の配置

第1部から第4部まで及び特別部の裁判官の配置は、別表第1のとおりとする。

第2 裁判事務の分配

1 民事事件（家事関係事件を含む。）及び行政事件

- (1) 民事控訴事件、民事上告事件、民事抗告事件、行政控訴事件及び行政抗告事件の分配に当たっては、事件番号の個数にかかわらず、記録送付書1通ごとに1件として取り扱う。
- (2) 次に掲げる事件は、その種別ごとに受理の順序に従い、第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

本項及び次項において、記録の計量は、除斥、忌避申立てを却下する決定に対する即時抗告事件については、基本事件の記録を除いて計量し、それ以外の事件については、事件受理時に原審から送付された記録一式を計量するものとする。

ア 民事控訴事件（原審の記録の重量が15キログラム未満のもの）

イ 民事抗告事件（原審の記録の重量が15キログラム未満のもの、ただし、ウを除く。）

ウ 親権行使者の指定の審判のうち緊急に処理する必要があることが記録上明らかな抗告事件

エ 行政控訴事件（原審の記録の重量が15キログラム未満のもの）

オ 民事上告事件

- (3) 次に掲げる事件は、その種別、区分ごとに受理の順序に従い、第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

ア 民事控訴事件・行政控訴事件

(ア) 原審の記録の重量が15キログラム以上50キログラム未満のもの

(イ) 原審の記録の重量が50キログラム以上のもの

イ 民事抗告事件

(ア) 原審の記録の重量が15キログラム以上50キログラム未満のもの

(イ) 原審の記録の重量が50キログラム以上のもの

ウ 民事再審事件

エ 行政第一審訴訟事件

(ア) (イ)を除く全事件

(イ) 同一の国政選挙についての選挙の効力に関する事件

オ 行政抗告事件

カ 行政再審事件

(4) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件は、基本となる家事抗告事件が係属する部に分配する。

(5) 上告提起事件、上告受理申立て事件、特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件及び特別上告提起事件は、当該事件の原裁判をした部に分配する。

(6) 雑事件（裁判官等に対する除斥又は忌避事件を除く。以下他の雑事件についても同じ。）は、本案が係属し、又は係属した部に分配する。ただし、本案のないものは、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

2 人身保護事件

(1) 人身保護請求事件は、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

(2) 人身保護雑事件は、本案の人身保護請求事件の係属する部に分配する。

3 刑事事件（少年保護事件を含む。）

(1) 刑事の控訴事件及び抗告事件並びにその他の刑事に関する事件は、別に定めるものを除き、第1部に分配する。

(2) 決定に対する異議申立事件は、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法

律の裁判に対する抗告事件

第1部に分配する。

5 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件等

(1) 抗告事件は、第1部に分配する。

(2) 異議申立事件は、第1部のした裁判に対するものは、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に、第2部又は第4部のした裁判に対するものは第1部にそれぞれ分配する。

6 裁判官等に対する除斥又は忌避事件

(1) 裁判官及び裁判所書記官に対する除斥又は忌避事件は、第1部に關するものは、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に、第2部に關するものは第4部に、第4部に關するものは第2部にそれぞれ分配する。

(2) 刑事訴訟法第23条第4項の事件は第1部に分配する。

7 分配の変更

(1) 前各号により事件を分配すべき部の構成員に除斥原因（民事訴訟法第325条第4項に該当する場合を含む。以下同じ。）があるときは、次順位の部（次順位の部がない場合は、第4の裁判官の代理順序の例による。）に分配する。

この場合には、分配された事件の数に応じて、その直後の当該部に対する事件の分配を減ずる。

(2) 一の部に分配された事件について、その部の構成員に除斥原因があるとき、他の部に關係する事件が係属するとき、そのほか他の部において審理裁判するのが相当であるときは、關係する部の総括者の協議により、事件を他の部に分配換えをすることができる。この場合、当該部は、分配換えをした事件に代えてその直後の事件の分配又は分配換えを受けるものとする。

8 特別部に分配する事件

裁判所法第16条第4号の事件及び裁判官分限事件は、特別部に分配する。

第3 開廷日割

別表第2のとおりとする。

ただし、必要があるときは、随時開廷することができる。

第4 裁判官の代理順序

- 1 裁判長に差し支えのある場合は、その部の裁判官が、第1に掲げた順序により代理する。
- 2 特別部を除く各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのある場合は、第1部の裁判官については、第2部又は第4部の裁判長以外の裁判官が代理し、第2部の裁判官と第4部の裁判官については、相互に代理し、これによることができないときは、高等裁判所長官の指名する裁判官が代理する。
- 3 一つの部の裁判官全員に差し支えのある場合は、他の部の裁判官がこれを代理する。ただし、夏期休廷期間中の代理は、別表第4のとおりとする。
- 4 特別部の裁判官に差し支えのある場合は、高等裁判所長官の指名する裁判官が代理する。

第5 司法行政事務についての代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えのある場合は、別表第3の順序により代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのある場合の代理順序は、裁判長に差し支えのある場合の例による。

附 則

この定めは、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和8年3月18日から施行する。

附 則

この定めは、令和8年3月27日から施行する。

附 則

この定めは、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1)

裁 判 官 の 配 置			
第 1 部	裁判長	判 事	富 田 敦 史
		判 事	横 山 浩 典
		判 事	櫻 井 真理子
		判 事	中 井 太 朗
第 2 部	裁判長	判 事	藤 田 昌 宏
		判 事	三重野 真 人
		判 事	石 原 和 孝
		判 事	金 洪 周
第 3 部	裁判長 (兼)	判 事	富 田 敦 史
	(兼)	判 事	横 山 浩 典
	(兼)	判 事	櫻 井 真理子
	(兼)	判 事	中 井 太 朗
第 4 部	裁判長	判 事	森 實 将 人
		判 事	藤 原 典 子
		判 事	児 玉 禎 治
		(兼) 判 事	三重野 真 人
特 別 部	裁判長 高等裁判所長官		東 亜由美
		判 事	森 實 将 人
		判 事	藤 田 昌 宏
		判 事	富 田 敦 史
		判 事	藤 原 典 子
		判 事	横 山 浩 典
		判 事	櫻 井 真理子

(別表第2)

部	開 廷 日 割
第1部	毎週火、木曜日及び毎月第1、第3、第5水曜日
第2部	毎週火、木曜日及び毎月第1、第3、第5月曜日
第4部	毎週水、金曜日及び毎月第2、第4月曜日
特別部	随 時

(別表第 3)

司法行政事務についての代理順序			
判	事	森	實 将 人
判	事	藤	田 昌 宏
判	事	富	田 敦 史

(別表第4)

夏期休廷中の部の代理順序

夏期休廷中の部の裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

期間	休廷部	代理部及び順序
前期(7/21～8/10)	第1部	7/21～7/31 第4部、第2部 8/1～8/10 第2部、第4部
中期(8/1～8/21)	第4部	8/1～8/10 第2部、第1部 8/11～8/21 第1部、第2部
後期(8/11～8/31)	第2部	8/11～8/21 第1部、第4部 8/22～8/31 第4部、第1部